

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年1月19日
- 2 開会年月日、時間 令和5年1月30日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員 9名、農地利用最適化推進委員 6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 8名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 小林 広幸 関口 実夫
- ・農地利用最適化推進委員 6名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
牧 けい子
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第25号 農用地利用集積計画の決定について  
報告 第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告 第15号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より1月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林春代委員、2番三田和彦委員の両名にお願いします。それでは、これより審議に入ります。

議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、15 番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：貸付人は中条の方で、借受人は雁田の方です。

地図の 1 ページをご覧ください。雁中排水処理場から南方向に進んだところの道沿いの 3 筆になります。申請地はおよそ 8 年前から農地バンクに登録されていました、また、昨年の農地利用状況調査で遊休農地の再発の指摘を受けた農地です。道路側に石がたくさん積まれていたり草が生えたりしていたのですが、その後、貸付人が庭石の撤去や草等を刈り取る等対応したので、更地になっていました。

借受人には申請地の農地の近くに畑がありまして、野菜を作っております。今回の申請の内容も、作付は野菜になっています。自宅からは道のり約 200m で、車で数分で行ける場所になります。労力は本人と奥さんの 2 名です。借受人はお勤めをされていますが、野菜作りが始まると、会社に行く前と帰ってきた後も野菜作りを行っています。農機具は軽トラック 1 台、トラクター 1 台、管理機 2 台をお持ちです。今回の経緯は、借受人が 12 月に規模拡大のため町農地バンクに新規登録を行い、農地を探していたところ、申請地が更地になっていたため、いろいろと足を運んで確認したところご近所の方の農地だということがわかつて借受を申し出たとのことで、今回の申請に繋がったとお聞きしました。

以上のことから、問題なく野菜作りを行っていくと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：これにつきましてご質問等ありましたらお願ひします。

一質問一

議長：質問が無ければ番号 1 は許可したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：地図は 10 ページです。

両者の関係は、親戚関係だと思います。本当に小さい土地ですけれども、栗を植えてあって、引き続き栗の栽培を続けるということでした。

農機具については、トラクター、SS、乗用草刈機、軽トラックを所有しています。労働力については本人と奥さんがやることです。農地までの距離は、自宅から 100m 以内で、歩いて行ける所にあります。

地図で周辺の様子を見ますと、長野電鉄の線路沿いにあって、道からは離れているように見えますが、都住駅から北へ伸びる道路と申請地との間にある西側隣接地の栗畠は譲受人の土地だということで、出入りには問題が無いとのことでした。耕作することに問題はないと考えます。

以上です。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

一質問一

議長：質問が無ければ番号 2 は許可したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意さ

れる委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 について、私より説明致します。

議長：この件は、親から子への贈与ということであります。譲渡人と譲受人は同じ敷地内に居住されている親子になります。

畠の場所は、1 筆目は地図の 3 ページです。2、3 筆目は 4 ページになります。4 筆目は地図の 5 ページで、合計の面積が 5535 平方メートル、計 4 筆になります。

贈与ということで無償で、今後も引き続き同じようにブドウ、栗、モモ、スモモ、米の栽培をするということであります。農機具等は、軽トラック、乗用草刈機、スピードスプレイヤー等は共有、あるいは贈与を受けて継続して耕作すると聞いております。

説明は以上です。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

一質問一

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため番号 3 は許可とします。

議長：次に、議案第 25 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、6 番小林委員より説明願います。

6 番小林委員：借受人のことは皆さんよくご存知かと思います。

地図は 6 ページをご覧いただければと思います。

話をお聞きしましたところ、この申請地をすでに借りて耕作されている経過があり、ここでその貸し借りについて正式な形を取らせていただきたいとのことを借受人から伺っております。

借受人につきましては、農機具は SS、乗用草刈機、トラクター等、所有しています。基本的には奥さんと 2 人という労力でやっています。かなり多品目で、ブドウ、プラム、リンゴ、モモ、と多角的に経営されていますので、繁忙期にはお手伝いさんを雇いながらということで、全て、十分回せている状況です。

この申請地は南側に住宅があつたりするわけですが、防薬のネット等を設置する等して、周りの環境への配慮等もされているということでございますので、問題ないと考えております。

以上であります。

議長：これにつきまして質問等ありましたらお願いします。

## 一質問一

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

## 一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の西側にある道路を北へ進み、長野電鉄の線路を越えた所の区域内で、道路の東側に 1 筆、西側の一列奥に 2 筆で、計 3 筆です。貸付人は六川の方、借受人は中野市にお住まいの方です。

貸付人は高齢化に伴い経営規模を縮小したいと考えています。借受人の方は大規模な米農家で、これまで町内で多くの水田を引き受けているらっしゃり、今回、話がまとまつたのだそうです。

借受人の状況については、以前の審議で説明したことがあり、現在も変わりありませんが、労力はご家族でご本人夫婦とご両親の 4 名です。農機具はトラクター 4 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台、トラック 4 台、となっています。

延徳田んぼには多くの耕作地があり、日頃から何ら問題なく管理していただいているので、今後についても心配ないと思われます。

議長：これにつきまして質問等ありましたらお願いします。

## 一質問一

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

## 一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について、13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：地図は 8 ページになります。

使用貸借の設定です。申請地は、今までこの借受人の兄がずっと借りていた所で、今度は弟に名義を変えて貸借を続けるというものです。兄弟 2 人とも清水に住んでいます。

申請地はこれまでリンゴが栽培されていて、今後もそのままリンゴを栽培します。申請者の弟が妻と 2 人で耕作する予定です。場所は車で 5 分位と、かなり近いです。所有する物はトラック 1 台しかないので、実家の兄のところにトラックが 2 台、トラクター、SS 等色々あります。

借受人は兄とともにあちこち手伝いをしたりもしてやっていくということで、耕作にはまったく問題ないかと思います。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ござりますか。

## 一質問一

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

## 一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。続いて、番号 4 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：地図は 9 ページです。

借受人については過去の審議でも何回か紹介しておりますので、農機具等の必要な物は問題なく所有されています。

労働力については申請者とその夫、そして忙しいときには雇用もして、やっているということです。農地までの距離については 5 分位です。

借受人の話によると、経緯としては、貸付人はブドウをたくさん作っているのですが、シャインマスカットが特に多くて、一時期に労働力が集中してしまうため、その一部を分担してくれるよう借受人に依頼してきた、ということだそうです。

耕作するには問題ないと考えております。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

## 一質問一

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

## 一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 4 は決定とします。続いて、番号 5 から番号 15 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：借受人が同一のため一括して説明することと致しておりますが、まず、番号 5 から番号 12 までの 8 つの案件について説明をさせていただきます。各案件の申請地の位置については、地図の資料の 5 ページと、10 ページから 13 ページにかけて示しておりますので順次ご覧ください。番号 10 以外は、すべて、延徳田んぼと呼ばれる区域内にあります。番号 10 は押羽で、フラワーセンターの北西方向、深沢川の西側すぐに位置しています。

借受人は中野市にお住まいで、大規模な米農家です。

番号 12 までの 8 つの案件はいずれも先月 31 日付で契約期間が一旦満了しています。これは、申請者としては当然、再設定として 12 月の審議に間に合うようにしたかったのですが、諸事情により手配が遅れてしまったため、新規扱いになっています。しかし、実質的には既存の契約の更新ということあります。

このうち、番号 5 については、再契約と同時に新規契約となる 1 筆が追加されています。貸付人からの要望があり、借受人が引き受けこととしたためです。これについては 2 筆記載があるうちの 2 筆目で、地図は 10 ページにお示ししております。国道 403 号の矢島交差点の西側すぐの所です。

続きまして、番号 13 から番号 15 について説明致します。申請地の位置については、11 ページをご覧ください。いずれも、くだもの街道の六川沖交差点の南東の区域内にありま

す。この3案件は平成29年2月1日より6年間の賃貸借契約をしており、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については、全ての案件で引き続き米を栽培する計画となっています。

借受人について、労力は男性2名、女性1名の3名で、家族で営農されています。所有する農機具はトラクター3台、ドライブハロー2台、田植機、コンバイン、ハイクリブームが各1台という状況です。自宅からは10分程度で通うことができます。

以上、ご審議をお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

議長：最近では、コメの栽培で10アール当たり2,000円という価格設定はけっこう事例があるのですか。

事務局：この価格設定は安いと思います。この借受人は、ここにところ賃貸借契約を更新するタイミングでこの価格に変更していますが、これまで計画決定してきているなかで、大体の案件は7,000円とか5,000円といった辺りだと記憶しています。

10番浅岡委員：賃借料というのは、基本的に借受人が提示するものですか。

事務局：取り扱う案件毎どのようにそこを決めているかは異なるはずです。

市町村としても毎年公表している賃借料は参考値としての数字になっているので、その案件の契約内容の根拠になっているとはいえないません。

また、価格が安い、あるいは高いことを理由に計画決定しないという規定もありません。

10番浅岡委員：貸す側からしたら、価格のことよりもとりあえず田んぼを維持してもらわないと困ってしまうという考えが先に立つということですね。

12番桐原委員：燃料価格が高くなっているし、乾燥させるのに電気料もかかる、そういう状況だから、いかに安く借りるかというふうに経営を考え直すわけでしょうね。

議長：そうはいっても両者合意の上の契約、ということです。

議長：他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

一質問一

議長：質問が無ければ、番号5から番号15は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号5から番号15は決定とします。

議長：次に、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。該当地は、雁中排水処理場の西側の道路を北へ向かって、長野電鉄の線路を越えた所の 1 つめの十字路の角に位置しています。

貸付人は中野市の方、借受人は町内の農地所有適格法人です。

この水田は令和 3 年 5 月からご覧の借り主が賃貸借契約により耕作してきましたが、所有者の方はもともと売却を希望されていて、このたびその相手が他に現れたため、所有者から賃貸借契約の解除の要求がありまして、借り手の方も引水の都合が良くなかったので、これを受け入れる形で合意解約したものです。

この土地については準備でき次第、第 3 条申請の提出をされる予定と伺っております。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。該当地は、長野市側からクリーンピア千曲を過ぎて小布施橋に差し掛かる所の南側にあります。貸付人は林の方、借受人は飯田の方です。

借受人が病気になり、耕作できなくなったと貸付人に申し出た結果、合意解約したものです。

現在は、町農地バンク事業で新たな貸付先を探しているところです。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 15 号、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 14 ページをご覧ください。該当地は、福原の栗ガ丘クリニック付近から県道 66 号を渡って、少し南に入った所です。本日お手元に図面を配布しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

この倉庫は、実はすでに建てられており、このたび別件の話から未届けであったことが判明したことから、後追いで届出を求め、提出を受けたものです。

転用面積は全筆 235 m<sup>2</sup> のうち 50.715 m<sup>2</sup> となっており、2 アール未満の農業に供する施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

農機具を保管する倉庫として利用されたいということです。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 2 時 39 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年1月30日

小布施町農業委員会長

鳥津忠昭

議事録署名委員

小林春代

議事録署名委員

三田和彦